

岬町財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月26日

岬町長 田代 堯

岬町規則第17号

岬町財務規則の一部を改正する規則

岬町財務規則（平成5年岬町規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(不用の決定)</p> <p>第255条 主管部長等は、次の各号に掲げる物品があるときは、物品不用決定書(様式第100号)により不用の決定をしなければならない。この場合において、一の物品の取得価格が<u>10万円</u>以上のものであるときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> | <p>(不用の決定)</p> <p>第255条 主管部長等は、次の各号に掲げる物品があるときは、物品不用決定書(様式第100号)により不用の決定をしなければならない。この場合において、一の物品の取得価格が<u>100万円</u>以上のものであるときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> |
| <p>(処分)</p> <p>第256条 主管部長等は、物品を交換し、売り払い、譲与し、又は廃棄しようとするときは、管財担当部長に合議して、物品処分調書(様式第101号)により決定しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この調書によらず別の方法によることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>(処分)</p> <p>第256条 主管部長等は、物品を交換し、売り払い、譲与し、又は廃棄しようとするときは、管財担当部長に合議して、物品処分調書(様式第101号)により決定しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この調書によらず別の方法によることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> |
| <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> | <p><u>(5) 第245条に掲げる消耗品及び第245条の2に掲げる備品を処分するとき。</u></p> <p>2 (略)</p> |

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。